

かつしかごみ減量リサイクル推進協議会 第1回区民啓発活動部会結果

(開催日：平成23年7月6日)

第1回区民啓発活動部会は、昨年度まで「啓発活動部会」と「区民活動部会」の2部会で話し合いをしていたものを統合し、昨年までの検討内容を継承しながら、新たな部会として各種の検討を行いました。

再編成の経緯を説明した後、部会長及び副部会長の選出を行い、それから、平成23年度の取り組みについて検討を行ないました。「ごみ減量月間」をはじめ、「ごみ減量の日」「三者の意見交換会」の他、今年度から推進協議会で取り組んで行く「かつしかルール」についても検討を行いました。

そして、今回の検討結果については7月22日に開催される推進協議会で提案していくことが確認されました。

1. ごみ減量月間の取組について

昨年度まで啓発活動部会で企画実施していた「ごみ減量月間」の取組について引き続き区民啓発活動部会で実施する。

(1) 平成23年度「ごみ減量月間」の取組内容について

10月をごみ減量月間と位置づけ、街頭キャンペーンを中心に展開する他、イベントに参加するなど、ごみ減量やリサイクルの推進を呼びかけていくものとする。

また、今年度制定された「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」に、区民みんなが実践していく取組として位置づけられている「かつしかルール」を意識したキャンペーンやイベントを行う。

① 街頭キャンペーンの実施内容について

区民が身近にごみの発生抑制に取り組むことができる、買物時のマイバッグ持参キャンペーンを実施し、啓発も同時に行うことで区民のごみの減量に対する意識の醸成を促す。また、アンケートも実施することで、区民のごみ減量意識を把握し、今後の推進協議会の活動の参考とする。

実施場所については、昨年度の実施地区を中心に会場の提供を依頼する。大型スーパーに関しては新たに実施したい店舗の希望を募り、希望が多数ある場合は持ち回りなどによる実施を検討することとする。

＜参考＞平成22年度街頭キャンペーン開催場所等		
地区	日時	会場
四つ木	9月26日(日) 午後1時30分～	まいろーど四つ木商店街
亀有	10月2日(土) 午後4時～	イトーヨーカ堂亀有駅前店
金町	10月2日(土) 午後5時30分～	末広商店会
高砂	10月3日(日) 午後12時00分～	高砂駅南口出口前 (高砂商店会・高砂エビス通り商店会・高砂南町商友会)
金町	10月3日(土) 午後4時～	金町とうきゅう

＜参考＞平成22年度街頭キャンペーン開催場所等		
堀切	10月8日(金) 午後4時～	堀切菖蒲園駅前(堀切商店街堀切21)
新小岩	10月9日(土) 午後3時～	みのり商店会
鎌倉	10月23日(土) 午前11時～	千代田通商店会
亀有	10月23日(土) 午後2時～	かめありリリオパーク (亀有地区町会自治会連合会・亀有地区商店街協議会)
お花茶屋	10月23日(土) 午後3時～	お花茶屋商店街
新小岩	10月24日(日) 午後4時～	西友新小岩店
立石	10月29日(金) 午後3時～	立石仲見世商店街
金町	10月31日(日) ※	金町しょうぶ通り商店会

※金町しょうぶ通り商店街は30日が雨で中止となったため、31日に自主配布を行った。

昨年度は2商店街において、お買い物でのレジ袋辞退者にポイントを貯めてもらい、景品と交換できる取組を実施したが、今年度はこのポイント制度を実施する商店街は、その取組と連携を図った形で実施するものとする。

② 産業フェアへの参加について

10月14日(金)から16日(日)に行われる産業フェアに参加し、ゲーム形式など体験型のイベントの実施やパネル展示等により、ごみの減量やリサイクルの推進について意識啓発・行動促進を図る。

また、子どもの参加が多いため、家庭で実践を促すなど教育的効果も考慮してイベントを実施していくものとする。

③ ごみ減量・清掃フェアへの参加について

11月6日に葛飾清掃工場で行われる予定の「ごみ減量・清掃フェア」に参加し、ブースにおいてごみ減量キャンペーンを実施する。同時にごみの分別などの啓発を行うことで、ごみの減量やリサイクルの推進について意識啓発・行動促進を図る。

④ ごみ減量月間における各団体への協力依頼

各団体へは、キャンペーンにおける人員等の協力及び事前PR等の協力を依頼する。

- ・当日の人員等協力
- ・キャンペーン会場の提供
- ・ポスターの掲示
- ・店内、街頭放送等
- ・事前及びキャンペーン当日の放送等によるPR

⑤ キャンペーン協賛物品の提供依頼

- ・物品の提供については、推進協議会参加団体及び企業に呼びかける。
- ・提供を受けた区民団体や企業については、キャンペーンで配布するPR用チラシにより、ごみ減量に関する取組を中心にした内容で団体・企業のPRをしてい

2. 「ごみ減量の日」の推進について

かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会では、平成18年11月5日から毎月5日を「ごみ減量の日」として区民、事業者それぞれの取り組むべき目標を提示し、呼びかけることにより、ごみの減量に対する活動の全区的な広がりを図っている。

(1) 実施内容

概ね半年ごとを目安として区民向け、事業者向けのそれぞれの重点活動内容を定め、広報紙をはじめ、回覧板やチラシ等で広くPRしていく。ただし、部会の再編成により、事業者についての取組は「事業者活動部会」に検討してもらうことと位置づけたため、区民への啓発事項のみを検討することとする。

例年10月はマイバッグの利用を呼びかけているところであるが、今年度は紙ごみの減量を推進協議会の重点的な取組項目としているため、今年度の前半の取組内容に引き続き紙ごみ減量を促す内容とする。

(2) PR展開

① 区民向けPR

自治町会連合会作成の回覧板（年2回作成）にて区民向け取組のPRを行う。

② ごみ減量キャンペーンでのPRについて

10月の「ごみ減量の日」前後に行うごみ減量キャンペーンについては、会場にてパネルの展示などを行い、「ごみ減量の日」のPRも併せて実施していく。

③ その他

「ごみ減量の日」を広く普及する目的で、広報かつしかやホームページ、かつしかエフエム等を利用したPRを行う。また、毎月1日から5日までは区役所入口など3箇所へのぼり旗を掲げ、来庁者にPR活動を行う。

また、新規に開館した「かつしかエコライフプラザ」でも各種PRしていく。

(3) 呼びかけをする取組内容

① 現在（平成23年4月から9月まで）の取り組み内容

・区民の皆さんは …リサイクルできる資源の分別に努めましょう。

② 平成23年10月から平成24年3月までの取り組み内容（案）

（区民の皆さんは）雑紙（ざつがみ）をごみにせず資源にする工夫をしよう。

ティッシュの箱、お菓子の箱、プリントした紙や封筒など、生活の中からは様々な紙類が発生します。これらの紙類は雑紙（ざつがみ）と呼ばれ、資源としてリサイクルすることができるものです。つつい、小さな紙類はごみとして捨ててしまいがちですが、燃やすごみの中にはリサイクルできる紙類が約14%も混入されています。もし、この紙類が燃やすごみからなくなれば年間にごみの分量として、積載1.6トンの清掃車約7,600台分減らせることとなります。是非、雑紙をこまめにリサイクルに出すことを心掛けましょう。

3. 区民・事業者・区による三者の意見交換会について

(1) 平成22年度区民・事業者・区の三者による意見交換会についての報告

◆実施日、テーマ等

- ①実施日 平成23年2月16日(水) 14:00~15:30
- ②テーマ 新たなごみ減量プランで取り組む区民・事業者・区の役割と連携
～「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」の方向性について～
- ③コーディネーター 崎田 裕子 氏
(環境ジャーナリスト、元葛飾区リサイクル清掃審議会会長)
- ④内容 コーディネーターによる基調講演
推進協議会メンバーによる意見交換会

◆講演会概要

①バランスの良いごみ・資源の減量

現代は多くの国が資源をたくさん使っていく状況で、その使った資源を再利用・リサイクルしていき、適正処分することが必要になっている。全ての地域社会で3Rを推進する仕組みを作っていくことが大切である。

日本は経済環境の悪化でごみが減っているが、最終処分場の残余年数が日本全体で18年、産業廃棄物も11から12年といわれている中、景気を良くしながら廃棄物を減らしていくということが重要である。東京の最終処分場はあと約50年間廃棄できるとしているが、東京が1番産業廃棄物を出しているのもその辺も含めて考えると他自治体から最終処分場の利用形態について求められるものがあるかもしれないので、あと50年も使えるとは考えられない。

そのようなことを踏まえて、2060年にはごみがゼロになるぐらいの計画が必要であると考えている。そのためには、ごみの量を減らすとともにごみと資源の総量も減らしていくことが大切であり、市民・事業者の様々な工夫がなければ達成されない。

②地域の特性を活かした取組

燃やすごみの組成を見ていくと紙類と生ごみが多くあり、これを減らしていかななくてはごみは減っていかない。

取組を行ううえで、地域の特性を生かした内容が必要である。葛飾区はコミュニティ・人情などが強いという特性が見られる。このようなことから、「葛飾区一般廃棄物処理基本計画(第3次)」の望ましい将来像を「コミュニティを活かしてつくる循環型のまち」と提案した。

一方、家庭ごみの収集にあわせて、事業のごみを多く出されているという特色があるが、このようなことを解決していくためには区のみだけでなく、事業者も独自の処理などそれぞれの役割に応じた取組を行うことが必要である。

③ごみを減らすための取組の視点

プラスチック製容器包装は重さは重くないが容積が多く、その容量の減量のためには発生抑制が必要である。レジ袋の削減は発生抑制の象徴的な取組となっているが、レジ袋削減のためにポイント制を導入すると約20%だった辞退率が約40%

ぐらいに増えてくる。さらに、レジ袋を有料化にすると80から90%が辞退する。しかし、有料化を実施する場合は単独の事業者の取組だけでは難しく、行政がしっかりコーディネートしていくことが大切になってくるし、また、消費者団体がそのような行動を支えることも必要である。

また、マイバッグの利用の他にマイボトルの利用やリユース食器の利用と広がっていくと良いが、他の取組はなかなか広がっていかない。地域的に協働して推進していかなければこのようなことは難しい。リターナブルビンなどは利用率が減っており、あと数年しかできないのではないかという状況であるが、地域密着のリターナブルビンを使う取組で利用の促進をすることも可能である。まずは、消費者に再生品を使うという意識を高めていくことが大事である。

④協働でつくる「かつしかルール」

ごみを減らしていくためには、「自分たちのまちの取組」として取り組んで行くことが必要である。つまり、地域に合った取組を皆さん自身で考えて欲しい。

日本の食糧自給率は40%と少ないが、食品全体のうち約5分の1が捨てられている。このような食品ロスを減らすためには「消費期限」「賞味期限」の意味をちゃんと伝えることも大事であり、まだ食べられる食品を残さないための地域での周知や工夫もいろいろな取組で行っていきける。

また、古紙の回収率は全国平均80%とされているが、燃やすごみへの紙類の混入率が高いなど、リサイクルできる紙類はまだまだある。事業者が何社か協力することで新しい資源回収の仕組みをつくることも考えられるし、シュレッダーした紙類もリサイクルする業者も増えている。様々な立場で、知恵を出し合って仕掛けをつくることも大切である。

そして、ごみ減量に関心のない人もまだまだ多い。きちんとやっている人が得をするシステムの構築も大事。ごみの有料化は全国的に見ると平成20年度で約62%の市町村が行っている。ある有料化した自治体はごみが半減しごみと資源の総量も4分の1減ったという結果もあるので、一考してみるのも良いのではないか。

是非とも「かつしかルール」を皆さんのお知恵で取り組んでいただきたい。

◆三者意見交換会

<三者意見交換会概要>

コーディネーターの崎田氏の基調講演のあと、崎田氏をコーディネーターとして講演を聴いたことからの感想や「かつしかルール」につながる内容を中心に意見を求め、主に次のような意見が交わされた。

【一般的なごみ減量に対する意見】

- FAXの紙が毎日のように流れてくるが、もったいない。話を聞いていてまとめて出すようにして行きたい。
- 生ごみ、雑紙の問題が多く出てきたが、この会議に話題になった件で自分達もこのような話し合いがされた。地域に浸透させるということが難しいので、色々な機会でも宣伝していく必要があると思う。
- 話を聞くともっともと思うが、自分の行動となかなかつながっていかない。生ごみが多いのは使わないで捨ててしまうということも多い。3Rを進めるためには行政

ももっと情報を出したほうが良い。紙の処理の仕方でも悩むことが多いので、そのあたりを啓発してもらいたい。

○家庭ごみの有料化の話が出たが、ごみ袋を有料化することで区民の意識をごみはお金を払うものとする必要がある。また、ごみ袋を有料化することによりレジ袋をごみ袋代わりに使っている人が多いのでレジ袋の削減にもつながるのではないかと。

【事業者のごみ減量に関する意見】

○近年はばら売りが多くなってきている。トレー等についてはできるだけ少なくしてきている。賞味期限の問題は消費者の心理であり、企業も販売予測をたててやっているがその辺は難しい。

○トレーは燃料の高値が続いているので、物も薄く・軽くしている。また、ポイントをつけ、マイバッグの利用を促している。昼間の方はマイバッグの利用率は高いが、会社帰りの方は持っていない率が高い。

○今まではごみと資源をしっかりと分別することを中心に行ってきたが、今日の話聞いて発生抑制が大切であると考えた。商品廃棄率を下げるための工夫などに力を入れていくことも必要。

○事業者全体で特定の曜日しかレジ袋を配らない日としてみるものはどうか。

○家庭用の一般ごみと比べ、事業ごみの分別は荒っぽい。家庭ごみ並に分別した方が良いのではないかと。

○プラスチックを溶融して地中に埋めて将来分解する技術ができる日が来たら掘り返して使ってもらおうようにしてほしい。

最後にコーディネーターから、皆さんの様々なアイデアを持ち寄って「かつしかルール」を確立して欲しいということでまとめとした。

(2) 平成23年度区民・事業者・区の三者による意見交換会の実施について

平成23年度の三者の意見交換会については、ごみの減量に向けた具体的な行動についてテーマを絞って、引き続き推進協議会参加メンバーによる意見交換会を学識経験者をコーディネーターとして迎えて開催する。それぞれの立場、役割を再認識し、相互理解を深めることでごみの減量やリサイクル推進のための問題解決や実現可能な具体的な行動を考え今後の推進協議会の活動の参考とする。

①テーマについて

テーマについては、推進協議会で紙ごみの減量に取り組むことを検討することとしたことから、燃やすごみの減量に関する取組の促進にスポットを当て、コーディネーターを中心に具体的な取組や意見を交換する必要があると思われる内容を区民啓発活動部会において検討し、決定する。

②実施時期について

2月に予定している第18回かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会終了後に実施する。

③意見交換会進行

コーディネーター（1名）の基調講演をもとに三者による意見交換を行う。

- ・基調講演（30分程度 コーディネーターによる基調講演）
- ・意見交換会（1時間程度 ごみ減量に関する意見交換会）

④その他

基調講演及び意見交換会については区民が聴講できるものとし、聴講者を事前に募集する。

4. 「かつしかルール」の構築について

（1）「かつしかルール」と「かつしかルール」構築の枠組み

前回の推進協議会で「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」（平成23年4月策定）の内容説明を行った。この計画では、区民・事業者・区の三者で構成する「かつしかごみ減量リサイクル推進協議会」が、ごみの発生抑制やリサイクルの取組を牽引する役割を担うことにより、協働で推進していくこととされている。

そこで、三者の協働で葛飾区のみんなが行うべき取組として、「かつしかルール」を考え、区民及び区内の事業者に具体的な取組の実践を促進するように啓発していく。

①「かつしかルール」

「葛飾区一般廃棄物処理基本計画（第3次）」の中で、区民・事業者が主体となって「葛飾でごみを減らすためにこれだけは実践しましょう」という取組を「かつしかルール」として構築して行くとしている。

そこで、推進協議会が「かつしかルール」の構築の担い手として、区民・事業者に取り組んでほしい具体的なルールを明示し、その取組の実践を促していく。

「かつしかルール」とは

「かつしかルール」として定める具体的なルールは『ごみの量を減らし、または、資源を良質なリサイクルにつなげるためにみんなで行う取組』とし、次の「要素」の全てにあてはまるものとする。

要素…（ア）容易に実践することができる

⇒取組の内容が難しいと、その取り組み方の説明も複雑になり、また、取り組んでみようと思う気持ちを起こしにくくなる。取り組む気持ちがあればすぐにでも容易に行なえるものとする。

（イ）多くの人に取り組むことができる

⇒取組が一部の人だけではなく、多くの人に取り組むことができる内容でなければ、区全体でのごみ減や資源の良質化につながらない。取組は多くの人に広がっていけるものとする。

（ウ）ごみ減量やリサイクルに貢献する誇りを持って取り組める

⇒取組を実践する人にとって、自分の行った取組がごみ減量やリサイクルに貢献し、効果的であるかが目に見えないのであれば実行する意識付けが薄らぐ。取組は実践することが社会に役立つという自主的な意識（誇り）を持てるものとする。

②「かつしかルール」の種類

「かつしかルール」で定めるルール（取組）は、そのルールの性質により次のような2つの種類に分かれるものとする。

（ア）強化ルール

既存の制度の中でごみ減量やリサイクルの更なる促進のため重点的に行うルール（取組）

（イ）政策ルール

新たな政策的事項に区民や事業者が積極的に取り組むことによって改善するルール（取組）

③「かつしかルール」の構築体制

「かつしかルール」とする具体的なルールは、「かつしかごみ減量・リサイクル推進協議会」が決定する。具体的なルール（以下、「個別ルール」という。）については、そのルールを区民に拡げるための啓発手法やそのルールを推進するための具体的な取組も含めて検討する。

推進協議会の各部会では、それぞれの役割において効果的に啓発・実施していける事項について検討し、推進協議会にその実施について提案していく。

○各部会の役割

区民啓発活動部会

区民に対する啓発内容の検討、啓発イベントの実施、ごみ減量につながる情報提供、ごみ減量のための取組の提案など、啓発を中心に区民がルールの実践をすることを促す内容の取組案を検討する。

（例）資源・ごみの正しい分別の啓発、買物時のマイバッグ持参キャンペーンの実施、地域で行う新たな集団回収の実施の提案 など

事業者活動部会

事業者に対する啓発事項の検討、事業の中でごみ減量を行う目標値の設定、新たな取組を行うための仕組みづくりなど、事業者がごみ減量につながる取組を行うような啓発内容や取組目標を検討する。

（例）事業者の事業での資源化の取組目標の設定、事業者が行う資源の回収方法の改善の提案、再生品の販売の拡大 など

○推進協議会の役割

各部会から出された個別ルールと、そのルールについての取組案について、その内容や進め方、その実施効果などを検討し、推進協議会として取り組むルールとして決定する。

決定したルールについては、推進協議会の定めたルールとして広く区民や事業者に実践を促していく。

④個別ルールの提示方法

「かつしかルール」として提示するルールは、1度に多くのルールを提示せず1件ごとの提示とする。一度に複数のルールが提示されることにより、区民や事業者の意識に浸透しづらくなることや、啓発も散漫になってしまう可能性があるため。

⑤「かつしかルール」の目標

「かつしかルール」は「葛飾でごみを減らすため」のルールであるため、葛飾区のごみの減量が目標となる。

具体的な数値的な目標値は以下のものを設定する。

＜「かつしかルール」の目標値＞

- ・家庭の燃やすごみの年2%の減量、10年で20%の減量
⇒ごみの回収量の統計から減量を確認する。
- ・ルールの認識・実践をしている区民を80%以上とする
⇒キャンペーン等で実施するアンケートで区民の意識調査を行なう。

(2) 今年度推進する個別ルールについて

①呼びかけるルール

昨年の推進協議会で重点的な取組をしていく項目として、燃やすごみに混入している紙類の減量のため、「雑紙（ざつがみ）」（お菓子の箱や印刷した紙などリサイクル可能な紙類）の資源回収の徹底を挙げている。

そこで、「かつしかルール」の個別ルールとして「雑紙」を資源化することを区民にPRする。

＜個別ルール＞

『雑紙（ざつがみ）を徹底して分別し、資源にする』

②個別ルール推進の具体的な手法

当面は、「雑紙」をどの様に資源化していくべきかを区民に十分周知する啓発の取組に主眼を置き、実践者が増えるような周知や取組を行っていく。また、その周知・実践の度合いを見ながら、新たな取組を模索していくこととする。

(ア) 区民への啓発による推進の取組

(i) 「雑紙（ざつがみ）」にあてはまる紙類の周知

区では「雑紙」を資源として回収しているが、「雑紙」をどの様なものであるかしっかりと認識している区民はまだ多くを占めていない。そこで、どの様なものが「雑紙」となるか、の詳細の明示を行い、PRする。

【具体的な取組内容】

- ・区の広報や印刷物での周知
- ・自治町会連合会の回覧で周知
- ・分別を迷う紙類の詳しい判別方法の一覧の作成
- ・マイバッグキャンペーン等のイベントでの雑紙にあたるもの周知・展示

(ii) 「雑紙（ざつがみ）」の集め方、出し方の周知

雑紙がどの様なものであるかがわかっていても、どの様に資源として出せばよいかの認知度が低い。そこで、雑紙の資源への出し方を周知するとともに、生活の中で発生する雑紙を効率よく集めるための手段の例示も併せて、どの様に雑紙を扱えばよいかをPRする。

【具体的な取組内容】

- ・紙袋を利用して雑紙を排出することの周知
- ・封筒やダイレクトメール類を資源化するPR（個人情報の切り取りなどの工夫）
- ・家庭で雑紙用紙袋を設置するPR（新聞を入れる袋、手作り袋の利用）

(iii) **処理費用や効果などの数値的な明示・処理の行方の明示**

区民にごみを減らす意識を向上させ、自分の行っている行動がごみ減量に貢献しているという意識を持ってもらうために、ルールを実践した効果の金額などを数値で示したり、ごみやリサイクルの流れを明示する。

【具体的な取組内容】

- ・ 広報等に雑紙を燃やすごみから資源に回した場合の費用の削減を明示する
- ・ 広報等に雑紙の処理の流れを明示し、適切な分別が良質なリサイクルにつながることを示す

(iv) **リデュース・リユースの促進PR**

雑紙が発生したり、リサイクルに出さないといけないという状況になる前に、発生しないようにするにはどうしたら良いか、その紙類がまだ他に使えないかといった内容の啓発を行う。

【具体的な取組内容】

- ・ 広報等に雑紙について、3R（発生抑制・再使用・再生使用）の考え方をPRする
- ・ イベント等で発生抑制を呼びかける

(イ) ルールの実践者を増やすための取組

(i) 学校関係や各種団体への働きかけ

学校や子どもに関する団体にルールの実践を働きかけ、ルールの認知度向上や実践者の拡大をはかる。

(ii) 自主実践者の募集

推進協議会の定めたルールに賛同してもらえる団体・事業者などを区のホームページなどで呼びかけ、その賛同団体や事業者の取組状況を報告してもらったり、推進協議会に参加してもらうという形で自主的な実践者を増やす。

(ウ) 将来的な取組案の検討

雑紙を回収しやすい環境を整備していくことで、更に資源回収の促進が考えられるので、将来的に実施していけるかも含めて様々な案を区民啓発活動部会で検討していく。

【取組案の例】

- ・ 集積所へ雑紙を集めやすい容器の貸し出し
- ・ 雑紙回収の拠点ボックスの設置（地区センター、スーパーなど）
- ・ 集団回収での雑紙の回収を強化する施策の実施

③ルールPRのタイミング

10月のごみ減量月間を周知する中心の時期として、イベントや各方面の印刷物などでPRを行う。その他の期間についても、啓発・取組などは続けて行く。

また、各団体においてもこの時期を中心に、個別ルールの促進を促す取組を実践してもらう。

④個別ルールの目標値

個別ルール「雑紙（ざつがみ）を徹底して分別し、資源にする」の目標とする目標値は次のとおりとする。

- ・ キャンペーン等アンケートで雑紙の分別を実施している割合が80%以上
- ・ 燃やすごみから出るリサイクル可能な紙類を5%以下（2%減を5年）